

令和6年度滋賀県税外未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

この要領は、滋賀県税外未収金回収業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務の名称：令和6年度滋賀県税外未収金回収業務
- (2) 業務の内容等：令和6年度滋賀県税外未収金回収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

3. 業務委託料

委託料は、本業務の遂行により滋賀県に納付された額に、提案のあった成功報酬率を乗じた額とする（消費税および地方消費税を別途付加）。なお、成功報酬率の提案上限は下記のとおりとする。

※成功報酬率（提案上限）：25%（税抜き）

4. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士または同法30条の2に規定する弁護士法人であること、もしくは、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。
- (2) 債権回収会社にあつては、企画提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を具備していること。
- (5) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 企画提案書提出時点において、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】大分類：役務 中分類：役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

ただし、この場合には、この公告にかかる手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

(7) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

5. プロポーザル説明会

説明会は実施しない

6. 入札参加資格の確認手続

このプロポーザル審査会への参加を希望する者は、次の(1)～(4)に示すとおり書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査をうけること。必要書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、このプロポーザル審査会に参加することはできない。

(1) 提出書類

入札参加資格確認申請書(様式1号)および下記添付書類

ア 法人の登記事項証明書(ただし、滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は省略することができる。)

イ 指定の申出をする日の属する事業年度の前事業年度の貸付対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの

ウ 公金の徴収もしくは収納または支出の事務(以下「公金事務」という。)の業務実績を有していることを記載した書類(ただし、過去に同一業務における契約実績があることを契約担当者が確認できる場合は省略することができる。)

エ 公金事務に係る業務の人的構成および組織等の業務体制を記載した書類

オ 個人情報保護および法令遵守に関する方針および体制を記載した書類

(2) 提出期限

令和6年4月26日(金)17時00分必着

(3) 提出方法

郵送(書留郵便等記録が残るものに限る)または持参とする。なお、持参の場合は、土曜日および日曜日を除く、9時00分から17時00分までとする。期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

(4) 提出先

下記「14. 担当部署」まで

(5) 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和6年5月2日(木)までに、入札参加資格確認申請書(様式第1号)に記載された担当者のe-mailあてに通知する。

7. 質問および回答

(1) 質問票提出期限

令和6年4月17日(水)17時00分まで

(2) 質問方法

質問は電子メール(様式は問わない)で受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、送信後は、必ず電話にて電子メールの到着を確認すること。

(3) 質問に対する回答

期間中に提出された全ての質問をまとめて、令和6年4月19日(金)16時を目途に質問者全員に電子メールで回答および共有する。

8. 応募方法

企画提案書および添付書類は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出書(様式第2号)
- ②企画提案書(様式第3号を鑑とした任意様式)
- ③提案者の概要がわかる資料(会社概要等)
- ④弁護士会に所属していることまたは債権回収会社の許可を受けていることを証明する書類の写し
- ⑤法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し
- ⑥社会施策推進面にかかる関係書類
 - (1)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合は、同登録証(県発行)の写し
 - (2)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書(労働局発行)の写し
 - (3)高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合は、労使協定または就業規則の当該箇所の写し
 - (4)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率を達成している場合は、障害者雇用状況報告書の写し
 - (5)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、申立書の写し
 - (6)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
 - (7)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
 - (8)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証書(県発行)の写し

し

- (9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定書（労働局発行）の写し
- (10) 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
- ア 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部。副本については②のみで可）

(3) 提出期限

令和6年5月15日（水）17時00分必着

(4) 提出方法

郵送（書留郵便等記録が残るものに限る）または持参とする。なお、持参の場合は、土曜日および日曜日を除く、9時00分から17時00分までとする。期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

(5) 提出先

下記「14. 担当部署」まで

(6) 企画提案書作成にかかる注意事項

- ①提案は一人につき1提案とします。
- ②使用する用紙は、表紙を含め各様式ともA4縦としてください。
- ③図面等補足資料についてはA3縦横とも使用可能です。
- ④A3用紙を使用する場合は、A4縦サイズに横に折り込んでください。
- ⑤企画提案書は、添付資料を含め両面10ページ以内（様式3の鑑を除く。）で作成してください。
- ⑥企画提案書は、任意様式ですが、審査委員による評価項目および着眼点（P6）を、順を追って記載すること。

9. 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

選定後、速やかに契約を締結する。

(2) 提案内容の修正等

契約の締結にあたっては、選定した契約予定者と県が協議し、業務に係る仕様書を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。

(3) 相手方の選定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

ア 応募者が「4. 参加資格」の要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

10. 選定方法および審査結果の通知等

プロポーザル方式による選考とし、参加者より提出される企画提案書等について内容を審査した上で、最も優れた事業者を選定する。

(1) プレゼンテーションの日程

ア 日程

令和6年5月24日（金）

イ 時間

具体的な時間・場所は令和6年5月20日（月）までに入札参加資格確認申請書（様式第1号）に記載された担当者あてに電話および別途通知を送付します。

ウ 説明時間

各提案者30分程度

プレゼンテーション（20分程度）、および質疑（10分程度）

エ 説明者

2人以内

オ 資料

プレゼンテーションは、提出済の企画提案書に基づき行うものとし、プレゼンテーションの会場における資料の配布や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことはできません。

(2) 留意事項

- ・パソコンやスクリーン等の持ち込み機器の使用は不可とします。
- ・プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。

(3) 審査について

滋賀県総務部財政課債権回収特別対策室および関係課において、4名の委員をもって審査会を設置する。提出された企画提案書等およびプレゼンテーション内容について、

下記【表1】の評価項目によって審査する。全審査委員の評価点を集計後下記【表2】による加点分を加え、最も評価点数の高い者を本業務の契約予定者とする。

評価点の合計が同点の場合は、成功報酬率が最も低い割合提案をした事業者を契約予定者とする。同点・同率の場合は、くじ引きにより契約予定者を決定する。

【表1】審査委員による評価項目および着眼点

評価項目	着眼点	配点	重みづけ	評価点
①実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的、業務内容を十分理解しており、未収金回収について効果が期待できるか。 ・債務者の経済・就労状況の把握等、福祉的観点からの債務者への配慮がなされているか。 	5.0	×2	10.0
②業務運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行可能な人員体制が確保されているか。また、業務遂行の管理体制は十分に整っているか。 ・業務管理者および業務従事者は、必要な経験や知見を有しているか。 ・県との連絡調整が速やかに行える体制が確保されているか。 ・業務を行う上で適切な財政基盤があり、契約の履行に支障がない経営状況であるか。 	5.0	×2	10.0
③法令遵守および個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・内部規程も含めた法令等の遵守が図られているか。 ・個人情報マニュアル等を作成し、本業務における個人情報保護の盗難、亡失および漏洩の防止に関する具体的な計画を立案しているか。 	5.0	×2	10.0
④業務内容	(1) 催告業務 <ul style="list-style-type: none"> ・催告について、具体的な実施方法、時期、回数等が示されているか。(文書催告の方法・回数・催告内容、電話による催告の実施する時間帯および曜日・回数・聴取項目等) ・電話連絡先不明者への対応が具体的に示されているか。 	5.0	×5	25.0
	(2) 相談業務 <ul style="list-style-type: none"> ・分納相談があった場合の対応方法等が具体的に示されているか。対応は適切か。 	5.0	×3	15.0

	(3) 収納事務 ・ 収納方法および収納後の管理方法等が具体的に示されているか。 ・ 収納金の管理において、安全管理が示されているか。 ・ 収納方法（債務者が利用可能な払込先等）は、債務者の利便性が考慮されているか。	5.0	× 3	15.0
⑤委託実績	過去、国や地方自治体において、未収金回収業務の受託経験を有し、十分な回収の実績（回収額や回収率等）があるか。	5.0	× 1	5.0
⑥成功報酬率	(1) 成功報酬率（税抜き）が示されているか。（※成功報酬率は低い者を高位に評価、提案上限は25%（税抜き））			10.0
①～⑥合計				100

【表2】社会施策推進関係等（全審査委員の評価点を集計後、該当項目に関し下記の点数を加点する。）

加算項目	項目	評価点
⑦社会施策推進への配慮	(1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1.0
	(2) 高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1.0
	(3) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1.0
	(4) 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1.0

	(5) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証を受けているか。 ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機構持続センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1. 0
⑧県内事業者	(1) 滋賀県内に本店を有する企業か。	1. 0
	⑦～⑧	6. 0

(2) 評価方法

・審査委員による評価項目

【①実施方針～⑤委託実績】

「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける。(5:十分満たしている、4:ほぼ満たしている、3:普通である、2:やや不足している、1:不足している)。なお、各項目とも配点数にそれぞれ係数を乗じた点数が、その項目の評価点となる。

(例:「4:ほぼ満たしている」の場合で、重みづけ係数が2の場合は、2を乗じて算出した8点が、その項目の評価点となる。)

【⑥成功報酬率】

参加者から提案された成功報酬割合に対する評価については、最も安価な成功報酬率を10点として、0.1%上がることに0.1点マイナスする。

・加点点評価項目

【⑦社会的課題に対する取組】

該当する場合は、確認できる書類を提出すること。書類が確認できない場合は、加算しない。

- (1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定。

- ・当該プロポーザルの公告時点において、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録の有無もしくは、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無に応じ、評価点を加算する。

項 目	評価点
-----	-----

該当なし	0
該当あり	1. 0

- (2) 高齢者雇用確保措置について労使協定の締結、または就業規則の労働基準監督署への届出

・当該プロポーザルの公告時点において、高齢者雇用確保措置について労使協定の締結、または就業規則の労働基準監督署への届出の有無に応じ、評価点を加算する。

項目	評価点
該当なし	0
該当あり	1. 0

- (3) 当該プロポーザルの公告時点において、障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれに該当しているか。

①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。

②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。

③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。

④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。

項目	評価点
該当なし	0
該当あり	1. 0

- (4) 当該プロポーザルの公告時点において、滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。

項目	評価点
該当なし	0
該当あり	1. 0

- (5) 環境マネジメントシステムの認証

・当該プロポーザルの公告時点において、「環境マネジメントシステムの認証」の有無に応じ、評価点を加算する。

項目	評価点
該当なし	0

該当あり	1. 0
------	------

【⑧県内事業者】

- ・滋賀県内本社または事業所を置く企業・団体等(国および地方公共団体を除く。)に評価点を加算する。

項目	評価点
該当なし	0
該当あり	1. 0

(3) 基準点

総合点数が満点(406点)の5割(203点)未満の場合は、契約予定者とししない。

(4) 提案者が1者または無い場合の取扱い

プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査・評価を実施することとし、評価の結果において、基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とする。

また、基準点に満たない場合、または提案者が無い場合は、再度公募を実施する。

(5) 結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

11. 契約の締結

10により最優秀者として選定された契約予定者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結する。交渉が不調の時は、次点となった者と同様の手続きを行う。

12. 審査対象の除外

次の各号に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- (1) 提出された成功報酬率の金額が「3. 業務委託料」で定める率を超えた場合。
- (2) 提出期限等に遅れた場合。
- (3) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (5) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (6) その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合。

13. その他

- (1) この公募型プロポーザルの参加に要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

- (4) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務の遂行上知りえた事項を他人にもらしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 本業務を行う者は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者として指定を受ける必要があるため、落札決定後に指定に係る申出を行うこと。
- (7) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請書の提出以後に、辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を「14. 担当部署」へ提出すること。

14. 担当部署

滋賀県総務部財政課債権回収特別対策室（担当：佐藤、入江）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁本館1階）

電話番号：077-528-3193（直通） メールアドレス：saikenkaisyu@pref.shiga.lg.jp